

【緊急】新型コロナウイルス感染症（ナイジェリアにおける初めてのオミクロン株症例確認）

【ポイント】

- ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）は12月1日朝、最近当国に到着した渡航者3名からオミクロン株が検出されたと発表しました。
- 今後の関連情報にも御留意いただき、引き続き感染予防に万全を期してください。

【本文】

1. ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）は12月1日朝、最近南アフリカ共和国からナイジェリアに到着した渡航者3名からオミクロン株が検出されたと発表しました。これは、ナイジェリアで初めてのオミクロン株確認となります。いずれの方々も隔離され、臨床ケアのもとにあって、接触者の追跡調査等が開始された由。同センターは、この変異株は、すべての渡航者に対する検査及びアブジャの検査機関におけるゲノム・シーケンシングの結果、検出されたものであるとし、市中感染にかかる言及はありませんでした。

また、この発表によれば、新型コロナ対策大統領運営委員会（PSC）による渡航プロトコルが改定され、ナイジェリアに入国するすべての渡航者は、出発の48時間前までに実施されたPCR検査の陰性証明を提示する必要があり、ナイジェリア入国後の2日目及び7日目のPCR検査の事前予約と支払いが渡航の前提条件となる由。また、すべての出国者は、ワクチン接種完了の証明、又は、出発48時間前までに実施されたPCR検査の陰性証明を提示することが求められます。

NCDCの発表内容の詳細は以下のURLを参照ください。

<https://www.ncdc.gov.ng/news/347/ncdc-confirms-first-case-of-omicron-variant-in-nigeria>

2. 新型コロナウイルス変異株につきましては、従来と比較して、感染・重症化しやすく、世界的にも急速な感染拡大が懸念される場所ですが、変異株に対する感染予防策は基本的に従来と同様です。引き続き、当館からのお知らせ及びナイジェリア政府の発表等に御留意いただくとともに、感染予防策（3密の回避、マスクの着用、手洗い・消毒の励行、ソーシャル・ディスタンスの確保等）の遵守していただくようお願いいたします。

3. このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登

録された メールアドレスに自動的に配信されております。

○ 在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp